

(平成23年6月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年6月まで
申立期間の国民年金保険料については、妻が地区の納付組織を通じて毎月150円を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえるところ、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和35年11月に払い出されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は現年度納付により納付することが可能である。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、妻が地区の納付組織を通じて毎月150円を納付していた。」と供述しているところ、申立人が主張する申立期間当時の保険料月額は当時の法定月額と一致している上、申立期間当時、申立人と同じ地区の納付組織に所属していたとする者は、「私の地区の納付組織は国民年金保険料を毎月集金していた。地区の世帯数は10軒程度であったことから、国民年金保険料の未納者の把握は比較的容易であり、仮に保険料の未納があった場合は、何らかの形で督促し、必ず納付してもらっていた。」と供述しており、申立人が主張する申立期間当時の納付方法と合致している。

さらに、オンライン記録から、申立人の妻が、同じ地区の納付組織を通じて国民年金保険料を納付していたとして名前を挙げた隣人二人も、申立期間の国民年金保険料が納付済と記録されていることが確認できる。

加えて、申立期間当時から現在に至るまで、申立人は、A職種を営む傍ら、B職種に従事するなどして生計を立てており、生活状況に大きな変化が認められないことを踏まえると、申立期間のみが未納と記録されているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①及び③に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から31年3月1日まで
② 昭和34年3月10日から39年6月1日まで
③ 昭和42年2月1日から43年10月6日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、それぞれ勤務した。いずれの申立期間についても脱退手当金が支給されたと記録されているが、受給した記憶はないので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③に係る脱退手当金の支給決定日は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和43年10月6日から約1年8か月後の45年6月23日と記録されている上、オンライン記録及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同社の全被保険者5人のうち、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日において脱退手当金の支給要件を満たしている被保険者は4人であることが確認できることから、そのうち脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人のみであることから、事業主による脱退手当金の代理請求が行われたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①及び③に係る脱退手当金の支給決定日より前の期間で、申立期間③より後のD社に係る厚生年金保険被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が当該脱退手当金の支給決定日に一番近い同社に係る被保険者期間を失念して請求するとは考え難い上、当該未請求期間は、申立期間①及び③の厚生年金保険被保険者期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できることから、当該未請求期間が申立期間①及び③に係る脱退手当金支給の計算の基礎となる期間とされていないのは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 一方、申立期間②については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和39年6月1日の前後3年間に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その喪失時点において脱退手当金の支給要件を満たす女性は8人であることが確認できる上、そのうち4人について脱退手当金の支給記録が確認できる上、当該4人全員が厚生年金保険被保険者資格の喪失日からおおむね6か月以内に脱退手当金の支給が決定されていることから、同社においては、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

また、申立期間②に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和39年6月1日から約6か月後の同年12月15日に、申立期間②に係る脱退手当金の支給が決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間②に係る脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合の組合員として、掛金をA共済組合により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から32年9月25日まで
昭和30年4月1日付けでB事業所に採用された後、2か月から3か月の訓練期間を経て、C職として勤務していたので、申立期間をA共済組合の組合員期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社が保管する職員名簿から、申立人は、昭和30年4月11日にB事業所に採用され、同年4月11日から31年10月31日までの期間はE職として、同年11月1日から32年9月24日までの期間はF職として、同年9月25日から同年10月24日までの期間はG職として勤務し、同年10月25日に社員に採用されたことが確認できる。

しかしながら、H企業年金基金は、「将来において正規職員（社員）になることが決定しているG職については、A共済組合の組合員となるが、それ以外の臨時職員については、当該共済組合の組合員とはならないとの規定がある。現在残っている書類から判断する限りでは、申立人の場合、申立期間においてE職又はF職として勤務しており、G職であったことが確認できないことから、A共済組合の組合員ではなく、掛金も給与から控除されていなかったと考える。」と回答している。

また、申立人が同時期にB事業所に採用され、同一の業務に従事していたとして名前を挙げた同僚の一人は、オンライン記録から、申立人と同じ時期（昭和32年9月1日）にA共済組合に加入していることが確認できる上、申立人が、申立期間当時、同一の業務に従事していたとして名前を挙げた他の3人の同僚は、いずれも申立期間においてA共済組合の組合員記録は無い。

さらに、これら4人の同僚からも、申立人の申立期間に係る勤務状況、A共済組合への加入状況、当該共済組合掛金の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間においてA共済組合に係る掛金を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、掛金の控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA共済組合の組合員として、申立期間の掛金をA共済組合により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、A共済組合の組合員であった期間については、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条本文の規定により、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることとなっているが、昭和31年7月より前の期間、退職一時金を受給した場合における当該退職一時金の計算の基礎となった期間等については、同条及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成9年政令第85号）第3条の規定により、厚生年金保険の被保険者であった期間とはみなされない。

また、申立期間当時、B事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。